

市・県民税の特別減税

一年間限りの措置として、平成六年度分の個人住民税について、次により、定率による特別減税が実施されます。

①特別減税は、その者の個人住民税所得割額から特別減税の額を控除します。

②特別減税の額は、平成六年度分の個人住民税所得割額の二〇割とします。ただし、二〇割相当額が二十万円を超える場合は二十万円を限度とします。

③特別減税の実施方法は次のとおりです。

(注) 均等割、利子割及び分離課税に係る所得割(現年分課税に属する所得割)はこの算定の対象から除かれます。

特別減税後の個人住民税額の徴収方法

(1) 給与所得者の特別徴収の場合  
(給料から市・県民税が徴収される時) 平成六年度分の個人住民税に限り、特別徴収される所得に係る個人住民税額については、平成六年六月分および七月分を徴収しないこととし、同年八月から平成七年五月までの十カ月間で徴収することとします。ただし、個人住民税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、金額を平成六年八月に徴収します。

(2) 普通徴収の場合(年四回六、八、十、一月徴収される時) 平成六年度分の個人住民税に限り、第一期(平成六年六月)の納付に際し、道府県民税の特別減税額と市町村民税に係る特別減税額の合算額を控除した額を徴収します。

スポーツで明るい職場とまちづくり

地元住民などから要望の強かった体育施設「南国勤労者体育センター」が、片山不燃物処理場跡に完成。三月二十九日に行われた落成式では、体育施設らしく祝宴のかわりにバレーボールやバスケットボールの試合をして祝いました。

このセンターは、中小企業に働く人たちが住民がスポーツを通じて体力増進を図ることを目的に、雇用促進事業団と南国市が設置。体育館は、アリーナ六〇八平方メートル、更衣室、談話室、管理室などを装備。アリーナはバレーコート、バスケットコートなどが取れる。

【開館時間】 午前8時～午後11時  
【休館日】 年末年始(12月28日～翌年1月3日)  
【利用申込】 体育センター使用許可申請書に使用料を添えて、市役所商工水産課へ、使用する前日までに申請し、許可を受けて下さい。

(使用許可申請書は、体育センター・市商工水産課にあります。)  
※使用料などお問い合わせは商工水産課(☎2111内線361)まで。



「まちづくりふれあいトーク」

よりよいまちづくりのため、市長と市民の対話形式によるふれあいトークを行っています。

今回のテーマは「健康文化のまちづくり」

私たちの暮らしている地域の特色を生かしたまちづくり、「南国市が元気なまちづくり」を市長とともに創造してみませんか。

対象・自分たちの住むまちの将来や市政について関心のある南国市在住の20歳以上の方。

人数・7人(申し込み順とします)  
とき・平成六年六月30日(木)  
午後6時～7時30分

ところ・南国市役所会議室

申し込み先・市企画課広報統計係  
☎2111内線423

記念デザイン募集

南国市と宮城県岩沼市の、姉妹都市提携二十周年を記念して発足した、南国市姉妹都市親善協会の会員記事(パッチ)のデザインを募集します。

応募内容 南国市と岩沼市の市章をモチーフし、両市会員に親しみと好感が持たれるもので、自作未発表品に限ります。

応募規定 B5判白色用紙を使用。画材、彩色は自由。天地を明確に示すこと。作品裏面に住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業(学校名)、電話番号を明記。応募点数制限なし。

応募資格 不問

賞 採用一点、一万円

主催 南国市姉妹都市親善協会

締切 平成六年九月三十日(金)必着

発表 平成六年十月下旬

南国市姉妹都市親善協会 会員の募集

宮城県岩沼市と南国市は互いに交通の要衝地として、空の玄関口山台空港・高知空港を擁し、また黒潮の暖流の影響を受ける暖かい気候などの似通った市勢から、昭和四十八年姉妹都市の縁組みをし、以来、産業文化の交流を深めてきました。昨春、姉妹都市提携二十周年を契機として、四月十九日南国市姉妹都市親善協会(吉村雅男会長)を設立し、スポーツ、芸術などの交流事業を実施しました。本年度も、スポーツ、親善訪問、芸術作品及び作家交流を行います。市民の皆さんも交流事業に参加してみませんか、一人でも多くの市民の加入をお願いします。

※申し込み、お問い合わせは企画課(☎2111内線423)まで

まちをみんなできれいに!

今年も環境月間に伴い、六月五日(日)に南国市一斉清掃を行います。地域環境美化活動に市民の皆さんのご協力をお願いします。

なお、当日は家庭のゴミ・庭木・雑草・側溝の泥など出さないようにお願いします。

【生活環境課】

事業所ゴミ

ステーションに出さないで  
事業所ゴミは、事業者自らが処理しなければなりません。と法律で定められています。ステーションに出されても収集できませんので、周囲の方の迷惑になります。建築廃材(トタン・瓦・ブロック)、農具(古ビニール・アセナミ・農機具)など事業所ゴミは自己処理して下さい。

特別減税の手続きを適正に 控除もれのないように 南国税務署

「平成六年度分所得税の特別減税のための臨時措置法」が施行され、平成六年度分所得税の納税者に対して、原則としてその年の年収額の二〇割相当額(二百万円を限度)を控除することとなりました。

1、給与所得者(給与所得者の扶養控除等申告書)を提出している者  
原則として六月に、六月一月～六月までの間に支払われた給与に係る源泉徴収額の二〇割相当額(百万円を限度)を給与の支払者から還付することとし、年末調整の際に、年間税額の二〇割相当額から六月の還付金額を控除した金額を控除することになります。

2、公的年金等の受給者(「公的年金等の受給者の扶養親族等申請書」を提出している者) 給与所得者の場合と同様に公的年金等から源泉徴収された税額の二〇割相当額について年二回に分けて公的年金等の支払者から還付することになります。この場合、最終的には確定申告で精算することになります。

3、事業所得者など確定申告書を出す者 確定申告をする事業所得者や不動産所得などに係る所得税は、平成六年に納付する予定納税額の減額または確定申告により、特別減税

さわやかさん



山崎美樹さん (小籠)

今年3月から、南国市で初の「訪問看護ステーションなんごく」が南国中央病院内に開設され、山崎さんは所長として現在4人のスタッフと一緒に、毎日お年寄りを訪問し、介護に努めています。

「以前やっていた看護婦時代から老人介護に興味を持っていました。始める前は不安もいっぱいありましたが、今のところ順調です」と出だしはまずまず。

現在12人のお年寄りを訪問しているそうですが、回数を重ねることにお年寄りとの心が通い合います。おじいちゃんやおばあちゃんが楽しみに待っていてくれるんですよ。お年寄りの精神的な支えになっていると感じるのがうれしいですね」と山崎さん。

「ステーションは介護のみで治療はできません。従来の訪問治療と連携し、また、市内の各病院 家族の方々に協力してもらいながら、これから、もっと介護の輪を広げていきたいです」と今後の抱負を語ってくれました。

火事の不意打ち!

その時、逃げ切れますか?  
住宅の火災で亡くなる人の半数が65歳以上の高齢者です。その原因を見てみると、大半が逃げ遅れです。  
防火対策の手始めに、住宅防火診断を受けてみましょう。消防署へお問い合わせ下さい。 南国消防署 ☎3511



市営住宅の入居者募集

■場所 久礼田中の北 ■戸数 一戸  
■構造・間取り 新築耐火構造平屋建(6、4.5、3畳・キッチン・浴室・トイレ)  
■家賃 月額5,500円  
■入居の時期 平成六年8月1日予定  
■資格 南国市内に居住している人で同居または同居をしようとする親族がある人。現在、住宅に困っていることが明らかな人。  
■申込み受付 平成六年6月27日(月)～30日(木)まで  
申し込みなど詳しくは都市計画課 ☎2111内線221まで

の適用を受けることとなります。  
4、退職所得のある者 退職所得については、源泉徴収の段階では特別減税の適用がありません。このため、源泉徴収された所得税額については、平成六年分所得税の確定申告書を出すことによって還付を受けることとなります。

※お問い合わせは南国税務署(☎3215)まで